

公的研究費等の不正使用に係る通報窓口の設置について

筑波技術大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(平成19年2月15日文科科学省通知)」に基づき、公的研究費等不正使用の通報受付窓口を下記のとおり設置しましたのでお知らせします。

【通報受付窓口】

筑波技術大学総務課内

電話：029-858-9002（総務課長直通）

FAX：029-858-9312

電子メール：soumukatyou@ad.tsukuba-tech.ac.jp

文書送付先：〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15

筑波技術大学総務課総務課長 宛（親展）

※電話による受付は、平日9:00～17:00です。

※ファクシミリを送られる方は、事前に電話でご連絡願います。

【公的研究費等の不正使用に係る通報を行う場合の留意点】

- (1)通報は、氏名、所属等を明記した別紙「公的研究費等不正使用通報書」により行ってください。
- (2)公的研究費等不正使用通報書には、経費の不正使用を行った研究者・グループや不正使用に加担している業者等に係る事案の内容を明示し、かつ、その根拠を記載してください。

【通報者等の保護】

- (1)通報者は、国立大学法人筑波技術大学における公的研究費等の運営・管理に関する規則、国立大学法人筑波技術大学内部通報に関する規程及び公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき保護されます。通報者や通報内容の秘密を守るとともに、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2)調査の結果、通報が悪意に基づく虚偽のものだと判明したときは、通報者の氏名の公表や法人規則等に基づく懲戒処分等の措置を講じることがあります。

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

所 属
職名等
氏 名
連絡先

印

公的研究費等不正使用通報書

国立大学法人筑波技術大学における公的研究費の運営・管理に関する規則第6条の規定に基づき別紙のとおり公的研究費等の不正使用について通報します。

1	不正使用を行ったと思料する研究者・グループ名等	所 属	
		職名等	
		氏 名	
2	不正使用に加担していると思料する業者等		
3	不正使用されている経費名等		
4	不正使用の具体的内容及び不正とする根拠 (根拠を示す書類等が存在する場合は添付)		
5	その他参考となる事項		